

機関番号：16201
 研究種目：研究活動スタート支援
 研究期間：2009～2010
 課題番号：21830075
 研究課題名（和文） イギリスにおける裁量的証拠排除論の研究～「適切な大人」制度との関係を中心に～
 研究課題名（英文） Admissibility of Confessions without the Presence of ‘Appropriate Adult’ in England & Wales
 研究代表者
 京 明 (KYO AKIRA)
 香川大学・法務研究科・准教授
 研究者番号：90513375

研究成果の概要（和文）：「適切な大人（Appropriate Adult）」制度をめぐる裁判例の検討等を契機として、日英間における自白の証拠排除の基本構造の異同、傷つきやすい被疑者の供述の自由に対する日英間の配慮の違い、ひいては虚偽自白の防止に対する日英間の裁判所の姿勢の違いを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research examines case laws regarding to admissibility of confessions of vulnerable suspects gained without the presence of ‘appropriate adult’ (AA). The AA scheme should only be effective, when courts could impose some ‘sanctions’ against the breaches of the Codes on the police. After introducing and examining of the case laws in England & Wales, this research explores the current situation and problems of case laws in Japan. It end by concluding that courts in Japan has rarely paid serious attention to admissibility of confessions of vulnerable suspects in comparison with England & Wales. The difference between both countries seems to reflect the difference of attitudes toward the preventing false confessions and miscarriages of justice.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	620,000	186,000	806,000
2010年度	220,000	66,000	286,000
年度			
年度			
年度			
総計	840,000	252,000	1,092,000

研究分野：刑事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：適切な大人、自白、証拠排除、イギリス

1. 研究開始当初の背景

従来、日本ではイギリス刑事法における「適切な大人（Appropriate Adult：以下、AA という）」制度自体はもちろん、それをめぐる裁判例はほとんど研究されてこなかった。その詳細は、以下のとおりである。

(1) 国内外の研究動向

傷つきやすいとされる被疑者、すなわち、

少年のほか、精神障害者、知的障害者など（以下、精神障害者等という）は、その知的・精神的な能力の故に被疑者取調べにおいては一般的・典型的に迎合性・被暗示性が強く、従って虚偽自白をしやすいという心理的な特性を持っていること、そしてそのような被疑者を取調べにあたっては特別な配慮が必要であることは、これまで国内外を問わず承

認されてきたところである。しかし問題は、そのような配慮が法的な準則として明文化されているかどうか、そして仮に明文化されてはいてもそれが法的拘束力を伴うものとして制定法上の位置づけを与えられているかどうかである。

ここではまず国内の問題状況及び研究動向を確認しておく、少年の場合には、その人権侵害や冤罪が顕在化する事例が比較的多いため（例えば、日弁連子どもの権利委員会編『少年警察活動と子どもの人権〔新版〕』（日本評論社、平成10年）参照）、少年の特性に対する配慮は、警察の内部規範（犯罪捜査規範や少年警察活動規則など）で明文化されている。しかし、それらはあくまで内部規範にすぎず、その実施は捜査官の裁量に委ねられているため、虚偽自白に基づく冤罪は依然として後を絶たない（最近の事例として例えば、大阪地判平18・3・20判タ1220号265頁〔いわゆる大阪地裁所長襲撃事件第1審判決〕参照）。もちろん、少年の特性に即した被疑者取調べのあり方については弁護士会を中心に多くの問題提起が行われてはきたものの、研究者サイドからそれに応えるだけの理論的・体系的な制度提案が示されたとは言えないのが現状である。

精神に問題を抱える被疑者（以下、精神障害者等という）の場合には、問題はさらに深刻である。その供述の任意性・信用性評価には慎重であるべきことが判例上問題とされてきたとはいえ（例えば、静岡地判平1・1・31判時1316号21頁：いわゆる島田事件について確定した再審無罪判決）、少年の場合とは異なり、被疑者取調べに際しての配慮については警察の内部規範すら存在していないのが現状だからである。むしろ、研究及び法整備の両面において著しく立ち遅れているのは、精神障害者等の場合であるとすら言えよう。弁護士会からの問題提起も最近になってようやく現れてきたばかりであり（その好例として、大阪弁護士会『知的障害者刑事弁護マニュアル』（Sプランニング、平成18年）、まして研究者サイドからの研究はほとんど進められていないと言ってよいのが現状であろう。

他方で、日本でも平成16年の刑訴法改正により、裁判官の職権による被疑者への国選弁護人の選任の要件として、「精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者」（刑訴法37条の4）という要件が承認されるに至ったことも、AA制度の導入を検討する必要性を高めるものといえる。精神障害等の事情は、被疑者の親族などから行われる職権発動の申し出によって覚知することも十分にありうるからである。しかしながら、それを実施するための制度的な枠組み

に関する研究はいまだほとんど進められていなかった。

（2）着想に至った背景

これに対し、イギリス（本報告書ではイングランド及びウェールズを指す。以下同じ）においては、少年の場合はもちろん、精神障害者、知的障害者、さらには発達障害を負う者などの「精神的に傷つきやすい(mentally vulnerable)者」（以下では精神障害者等と略す）も含めた傷つきやすい被疑者すべてを対象として、それらの者が逮捕・留置された場合には、通常の弁護権保障等に加えて、さらにそれらの者を福祉的・心理的に援助するために、警察・弁護人以外の第三者、すなわちAAがその後の手続に必要的に関与する制度（一種の付添人制度）が設けられている。

この制度は、イギリスの最も基本的な捜査法である「1984年警察・刑事証拠法(The Police and Criminal Evidence Act 1984: 以下、PACE)」の法体系の下で実現され、しかもその違反に対しては、いわゆる自白法則はもちろん、「不公正に得られた証拠の裁量的排除法則(PACE 78)」による証拠法上の制裁も判例上承認されており、日本法にとっても、制度論としてはもちろん、解釈論（証拠法）上もきわめて示唆に富む法制度というべきであろう。かかる制度が、精神障害者等との関係では、改正刑訴法に最も有効に対処しうる制度的枠組みの一つであることは言うまでもない。

（3）これまでの研究成果との関連

このような観点から、本研究の研究代表者（京）はこれまで、最初は主に少年の場合を中心にしてAA制度を研究し、その成果を公表したうえで、最近では精神障害者等の場合へと研究を発展・拡大させるに至っていた。もっとも、それらはいまだ、制度の紹介及び制度目的の検討、運用状況の検討にとどまっていた。他方で、イギリスにおける自白の証拠排除の基本的な構造も、自白法則以外の部分、とりわけ、いわゆる不公正証拠の裁量的排除法則（しかもそれが供述証拠に適用される場合）については、ほとんど先行研究も存在していなかった。

2. 研究の目的

以上のような状況をふまえて、本研究は、これまで研究代表者（京）が研究を続けてきたイギリスのAA制度、すなわち、少年や精神障害者など傷つきやすい(vulnerable)とされる被疑者のための（弁護人以外の）第三者付添い制度を日本にも導入するための基礎的・理論的研究の一環として、AA制度の実効性を担保する刑事証拠法上の問題点を明らかにしようとしたものである。

具体的には、まず、（1）イギリスにおけ

る自白の証拠排除の基本的な構造を AA 制度との関係を契機として明らかにしたうえで、次いで、(2) 自白法則が AA との関係でどのように適用されているかを明らかにする、さらに、(3) 裁量的証拠排除法則が供述証拠に適用される場合を AA との関係を契機として明らかにすることを目的とした。

それらを明らかにすることは、AA 制度が日本に導入された場合に、その理念・目的が捜査機関の利益に安易に侵食されることにならないようにするためにも不可欠の前提作業であると同時に、証拠法的には、日本における自白の証拠排除論の活性化にも資するものといえよう。

3. 研究の方法

(1) 概要

本研究では、AA 制度をめぐるイギリスの裁判例の収集及び検討ならびに刑事証拠法関連文献の収集・検討が中心となった。基本的な判例や文献は国内でも入手可能な面もあったが、AA 関連の文献には、イギリスの公私の団体による各種の報告書や、イギリスの研究者の博士論文など、イギリス現地でなければ入手できないものもあることから、現地での資料収集も積極的に行った。

年度別にみると、基本的には初年度に国内外の資料収集を行い、次年度（最終年度）も資料収集を継続しつつ、それらの分析を行ったうえで、年度内に研究論文として公表するに至った。なお、年度毎の活動の詳細は以下のとおりである。

(2) 平成 21 年度

平成 21 年度は、研究計画に従い、AA 制度に関する裁判例の収集とともに、その理論的な検討に必要とされる基本的な文献の収集に努めた。それらの文献収集にあたって、科研費がきわめて有意義であったことは言うまでもない。なお、国内での文献収集にあたっては、研究代表者（京）の本務校である香川大学図書館及び同法学部資料室との協体制等のほか、Westlaw などオンライン検索を活用した。さらに国内では、国外調査への橋渡しも意識して、学会及び各種研究会での意見交換等を積極的に活用して、イギリス刑事司法に関する情報の収集に努めた。下記の「学会発表」もそのような活動実績の一つである。

これらの国内での文献及び情報の収集を踏まえたうえで、2010 年（平成 22 年）3 月に海外調査（イギリス）を行った。具体的には、イギリス・ポーツマス大学・刑事司法研究所を中心として文献及び情報の収集に努めた。言うまでもないことだが、イギリスでは、日本では入手困難な雑誌論文が容易に入手できる。仮にその場では必ずしも入手でき

なくとも、現地のスタッフに依頼すれば、後で日本までコピーを郵送し、または PDF ファイルで送信してもらうこともできる。さらに、一般には非公開の政府文書ですら、関係者からの紹介等の努力次第では、閲覧することも不可能ではない。しかし、それらもすべて、実際にイギリスに赴き、当地のスタッフと意見交換をすればこそ可能なことであり、その意味で、今回の科研費により有形・無形に得られたものは、計り知れない。とりわけ、今回の海外調査で得られた数々の文献は、次年度（最終年度）において研究業績を作成・公表するうえで、いずれも不可欠なものばかりであった。

このように、平成 21 年度は、文献収集と情報収集を活動の中心としたものであり、次年度（最終年度）への橋渡しとして、その成果を十分に挙げたものと考えられる。

(3) 平成 22 年度（最終年度）

平成 22 年度についても、交付申請書記載の研究計画に従い、21 年度同様、AA 制度に関する裁判例及び証拠法関連の文献の収集・検討に努めると共に、それらの成果については、2 本の研究論文として執筆するに至った。具体的には以下の 4 及び 5 で述べる。

4. 研究成果

本研究の成果としては、下記 5 にも挙げたとおり、2 本の研究論文を執筆するに至った。

発表順に挙げると、まず、香川法学 30 巻 3・4 号 98-71 頁に『適切な大人 (Appropriate Adult)』の立会いなしに得られた自白の証拠能力』と題する論文を発表した。その内容は、AA 制度に関する裁判例を網羅的に取り上げて検討したうえで日本法への示唆を探ったもので、日英間では、自白の証拠能力、ひいては虚偽自白の防止への姿勢に違いが見られることを、AA 制度を契機として明らかにしたものである。

次に、2011 年 9 月刊行予定の『村井敏邦先生古稀祝賀論文集』（日本評論社）に「イギリスにおける自白の証拠排除の基本構造～適切な大人 (Appropriate Adult)」制度を契機として」と題する論文を寄稿した（約 16,000 字。掲載確定）。これも、先の香川法学掲載の論文と同様に AA 制度を契機とするものではあるが、その違いは、先の論文が裁判例の詳細な検討を主な内容とするものであるのに対し、本論文は、むしろその前提として、日英間における自白の証拠排除の基本構造の異同について比較検討したもので、より一層理論的な傾向の強い内容である。

これら 2 本の論文の意義を総括すると、裁量的証拠排除法則の供述証拠への適用も含め、イギリスにおける自白の証拠排除法則の基本構造を、AA 制度との関係を契機として明

らかにして、日本における自白法則活性化への道筋を探ったうえで、さらに、AAをめぐる裁判例の検討等を契機として、日英間における自白の証拠排除の基本構造の異同、傷つきやすい被疑者の供述の自由に対する日英間の配慮の違い、ひいては虚偽自白の防止に対する日英間の裁判所の姿勢の違いを明らかにしたといえる。

いずれの論文においても、本研究の基本テーマであった裁量的証拠排除論が十分に引き上げられていることは言うまでもなく、日本における自白の証拠排除論の発展・活性化に貢献するものといえよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

- ①京 明「適切な大人(Appropriate Adult)」の立会いなしに得られた自白の証拠能力」
香川法学 30 卷 3・4 号 (2011 年 3 月) 71-98 頁

〔学会発表〕(計1件)

- ①京 明「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由」第 12 回：刑事司法研究会 (2009 年 12 月 20 日、於：國學院大學〔東京都〕)

〔図書〕(計1件)

- ①浅田和茂ほか(編)『人権の刑事法学－村井敏邦先生古稀祝賀論文集(仮題)』(日本評論社、2011年9月刊行予定)に、京 明「イギリスにおける自白の証拠排除の基本構造～『適切な大人(Appropriate Adult)』制度を契機として」と題する論文を寄稿(約16,000字・掲載確定)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

京 明 (KYO AKIRA)
香川大学・法務研究科・准教授
研究者番号：90513375